

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一 般

課 税 期 間		・ ・ ~ ・ ・		氏名又は名称	
項 目			税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 (A+B)
課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①		円	円	円
免 稅 売 上 額	②				
非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③				
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④				※第一表の⑩欄へ
課 税 資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤				
非 課 税 売 上 額	⑥				
資 産 の 讓 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦				※第一表の⑩欄へ
課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)	⑧				[%]
課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑨				
課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑩				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 を 受 け る 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込み)	⑪				
適 格 請 求 書 発 行 事 業 者 以 外 の 者 か ら 行 っ た 課 税 仕 入 れ に 係 る 経 過 措 置 に よ り 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 と み な さ れ る 額	⑫				
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑬				※⑬及び⑩欄には、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載す。
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額	⑭				(⑬×7.8/100)
課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑮				
納 税 義 務 の 免 除 を 受 け な い (受 け る) こ と と な つ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑯				
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑮ ± ⑯)	⑰				
課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 (⑧ の 金 額)	⑯				
課 5 課 95 税 億 % 壳 未 上 満 上 超 高 又 が は が 合 場 控 除 調 税 額 整	個 別 対 応 方 式	⑯のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑯のうち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の 個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [⑯ + (⑯ × ⑧ / ⑰)] 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑯ × ⑧ / ⑰)	⑯ ⑯ ⑯ ⑯ ⑯		
差 引		控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑯ + ⑯) 又 は ⑯ の 金 額) ± ⑯ + ⑯] が プラスの時 控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑯ + ⑯) 又 は ⑯ の 金 額) ± ⑯ + ⑯] が マイナスの時	⑯ ⑯	※付表1-3の④A欄へ ※付表1-3の④B欄へ	
貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	⑯		※付表1-3の③A欄へ ※付表1-3の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

②(9)、及び(10)欄には、借入額、割引などによる入金額の返還等の金額がある場合(在庫価値の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
③(1)及び(2)欄の経営選擇権等、所得税法第1章の一部並びに法律(昭和28年法律第15号)附則第5条第2項又は第5条第3項の済みが並ぶ場合は、い。

³ ⑪及び⑫欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条又は第53条の適用がある場合をいう。

(R5.10.1以後終了課稅期間用)

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) ⑨、⑪及び⑬欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (3) 上記(2)に該当する場合には、⑩、⑫及び⑭欄には、仕入対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した後の金額を記入します。
- (4) ⑯及び⑰欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。